



北海道支部 支部賞細則

平成 29 年 3 月 31 日 第 2 回北海道支部幹事会承認

(目的)

第 1 条 本細則は、「部会・連絡会・支部表彰制度規程」(0110)に基づき、北海道支部賞（以下、「支部賞」という）の種類や選考方法等を定めることを目的とする。

(趣旨)

第 2 条 北海道支部（以下、「支部」という）の活動に貢献のあった者に対して、その功績を称え表彰する。

(賞の種類)

第 3 条 支部賞として次の賞を設ける。

(1) 支部功労賞

支部の活動に顕著な貢献のあった者。

(2) 支部奨励賞

支部研究発表会などにおいて、優れた研究発表をおこなった者。

(受賞資格)

第 4 条 支部賞受賞資格を以下に定める。

(1) 支部功労賞

個人または団体（会員，非会員を問わない）とする。

(2) 支部奨励賞

概ね 35 歳までの個人（会員，非会員を問わない）とする。

(選考方法)

第 5 条 選考方法を以下に定める。

(1) 支部功労賞

支部に所属する会員は、候補者を支部長に推薦する（自薦，他薦を問わない）。支部長は支部幹事会に諮り，採否を決定する。

(2) 支部奨励賞

支部幹事会が審査者を選定し，研究発表会における発表内容を評価して決定する。

(選考結果の報告)

第 6 条 各選考過程ならびに選考結果をすみやかに理事会に報告する。

(表彰)

第7条 支部賞受賞者には、表彰状と副賞を贈呈する。

(費用)

第8条 支部賞に関する費用は、支部より支出する。

(改定)

第9条 本細則の改定は、支部幹事会での審議を得て、支部大会ならびに理事会に報告するものとする。

(その他)

第10条 本細則で定められていない事項については、支部幹事会で協議する。

附則

- 1 この内規は、平成18年4月7日から施行する。
- 2 改定履歴
 - ① 平成23年2月14日 臨時支部総会承認
 - ② 「北海道支部 支部賞細則」へ変更
平成29年3月31日 第2回北海道支部幹事会承認，平成29年5月25日 北海道支部大会報告，平成29年6月16日 第1回理事会報告

附則

- 1 平成29年3月31日改定の細則は、北海道支部大会報告の日から施行する。